

令和3年8月17日（火）

（第1回岡山県消費生活懇談会）

## <資料1>

### 報告事項

#### ① 第3次岡山県消費生活基本計画に係る施策の取組状況（令和2年度）

- ・ 第3次岡山県消費生活基本計画（概要版）
- ・ 第3次岡山県消費生活基本計画に係る「重点施策」の取組状況  
.....1
- ・ 第3次岡山県消費生活基本計画における重点施策目標値の達成状況  
.....3
- ・ 第3次岡山県消費生活基本計画に係る施策（取組）一覧  
（令和2年度実績） .....5



# 第3次岡山県消費生活基本計画

(第2次岡山県消費者教育推進計画)

～消費者が主役となる社会を目指して～

計画期間：平成28(2016)年度～32(2020)年度

概要版



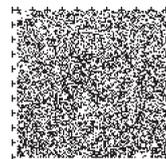
## 計画変更の趣旨

県では、平成28(2016)年3月に策定した「第3次岡山県消費生活基本計画」(平成28(2016)年度～平成32(2020)年度)に基づき、消費者施策を推進しています。

このたび、消費生活を取り巻く環境の変化や民法の成年年齢の引下げなどの新たな課題に対応するため、国の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成30年3月変更)等を踏まえ、同計画を変更するとともに、「岡山県消費者教育推進計画」と統合して、消費者施策を一層総合的・効果的に推進することとしました。

平成28(2016)年3月  
(平成31(2019)年3月変更)

岡山県



# 基本目標・重点目標

5つの基本目標と16の重点目標を定め、目標ごとに具体的な施策の方向を示しています。

## 基本目標Ⅰ

### 安全・安心な商品・サービスの確保

食品、家庭用品、医薬品、住宅等について安全が確保され、消費者が安心できるように、指導や監視、情報提供などを行います。

- 重点目標1 生産から消費に至る一貫した食の安全確保
- 重点目標2 商品（食品以外）・サービスの安全性の確保
- 重点目標3 安心の定着に向けた信頼の確立



## 基本目標Ⅱ

### 自主的かつ合理的な選択の機会の確保

合理的に商品やサービスを選ぶためには、適正な規格や表示、公正・公平な取引、公正な価格、必要な商品やサービスの安定供給などが必要です。

各種法令に基づいた指導や監視、消費者への情報提供などを行い、自主的かつ合理的な選択の機会の確保を図ります。

- 重点目標1 規格・表示等の適正化
- 重点目標2 取引における公正・公平の確保
- 重点目標3 公正な価格の形成
- 重点目標4 生活必需品の安定供給

## 基本目標Ⅲ

### 消費者教育の推進

自立した消費者の育成に向けて、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を実施するとともに、消費者教育を担う人材の育成をはじめ、関連する教育との連携や幅広い情報共有などを推進します。

- 重点目標1 体系的な消費者教育の実施
- 重点目標2 消費者教育を担う人材の育成
- 重点目標3 他の関連する教育との連携
- 重点目標4 情報の提供と共有

## 基本目標Ⅳ

### 消費者の主体的な活動への支援

公正で持続可能な社会を目指して、人や社会、環境に配慮した消費行動などへの意識醸成や、より良い社会発展に向けた消費者の主体的な行動の促進を図ります。

また、消費者の組織的な活動を支援するとともに、消費者の意見を施策に適切に反映します。

- 重点目標1 公正で持続可能な社会を目指した消費生活の促進
- 重点目標2 消費者の組織活動の促進
- 重点目標3 消費者の意見の反映

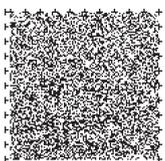


## 基本目標Ⅴ

### 消費者被害の防止・救済

消費者被害防止、早期発見、迅速な対応のため、県消費生活センターの充実及び市町村の相談体制充実への支援を行います。特に、高齢者や障害のある人等の被害防止等のため、福祉関係者や周囲の人などと連携した消費者被害の防止・救済体制の構築を支援します。

- 重点目標1 消費者被害の防止
- 重点目標2 消費者被害からの救済



## 施策1 消費者教育の推進

消費者被害の防止と、消費者それぞれの価値観や人生設計に応じて合理的な消費活動ができる自立した消費者の育成のため、次の3点を中心に、ライフステージに応じた体系的な消費者教育を推進します。

- (1) 若年者への消費者教育の推進
- (2) 消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進
- (3) 高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進

(施策例)

- ・ 学校教育等における実践的な消費者教育教材を活用した授業等の普及促進
- ・ 障害のある人に配慮した教材の開発と講座の実施
- ・ 情報リテラシー等の向上に資する取組などに関する情報の共有と活用の促進 等



### 目標値

- 消費生活セミナー受講者数 7,000人/年度
- 教員向け消費者教育講座受講者数 350人(累計)
- 実践的な消費者教育教材を活用した授業等を実施する公立の高等学校等の割合 100%

## 施策2 地域における消費者問題解決力の強化

消費者被害の防止、早期発見、迅速な対応のため、市町村の消費生活相談体制の充実と、特に高齢者等の被害防止、相談機関への誘導のため、地域の見守りネットワーク構築等を進めます。

(施策例)

- ・ 市町村相談体制整備への支援
- ・ 地域の見守りネットワーク構築支援 等

### 目標値

- 消費生活センターの設置
  - ①人口5万人以上の市 6市
  - ②人口5万人未満の市町村 11市町村以上
- 消費生活相談員の配置 17市町村以上
- 市町村消費生活相談窓口の認知度 30%以上
- 「消費者安全確保地域協議会」の設置(人口5万人以上の市) 6市

## 施策3 悪質な事業者の監視・指導・取締の強化

国や他の都道府県等とも連携し、悪質な事業者への監視・指導を強化するとともに、必要に応じて厳正な行政処分及び事業者名の公表を行います。

(施策例)

- ・ 特定商取引法、景品表示法、食品表示法等に基づく監視、指導、処分 等



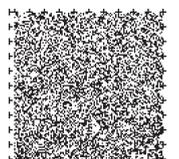
### 目標値

- 全国消費生活情報ネットワークシステムで情報収集を行う市町村 27市町村

## 計画の進め方

次のことに考慮して推進していきます。

- ① 推進体制
- ② 県民、各種団体等との連携
- ③ 国、他の都道府県、市町村との連携
- ④ 具体的施策の進捗状況の調査及び見直し
- ⑤ 諸情勢の変化への対応



# 県民の皆様へ

- 1 県では、県民の皆様が、消費者被害に遭わず、合理的な判断ができる消費者になっていただくために、市町村等と連携して、啓発講座の開催や消費者教育教材の提供等を行っています。**(基本目標Ⅲ 消費者教育の推進)**

自立した消費者を目指して、積極的に参加・活用してください。

- 2 県と市町村では、県民の皆様の消費者トラブルなどに関する消費生活相談窓口を設けています。**(基本目標Ⅴ 消費者被害の防止・救済)**

困ったときは、まず消費者ホットライン188にお電話ください。

- 3 県と市町村では、高齢者をはじめ地域で暮らす皆様の消費者被害を防止するために、見守りネットワークづくりに取り組んでいます。**(基本目標Ⅴ 消費者被害の防止・救済)**

それぞれのお立場から、地域の消費者被害防止に、ご協力ください。

## 困ったときはまず相談!

### 消費者ホットライン

年末年始を除いて  
原則毎日御利用いただけます。

局番なし **188** (イヤヤ)



©岡山県「ももち」

※最寄りの消費生活相談窓口を御案内します。  
※IP電話・PHSからは御利用いただけません。

## 県の消費生活相談窓口

### 岡山県消費生活センター

※土日も開所しています。

相談日時：火～日曜 9時～16時30分

 **086-226-0999**

〒700-0807

岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ5階

### 岡山県消費生活センター津山分室

相談日時：月～金曜 9時～12時、13時～16時30分

 **0868-23-1247**

〒708-8506

津山市山下53 岡山県美作県民局相談室内

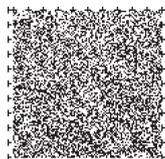
## 第3次岡山県消費生活基本計画についての問い合わせ先

### 岡山県県民生活部 暮らし安全安心課 消費生活班

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL：086-226-7346 FAX：086-225-9151

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/22/>



第3次岡山県消費生活基本計画に係る《重点施策》の取組状況

重点施策	主な施策	取組状況等
<p>1 消費者教育の 推進</p> <p>消費者被害の防止とそれぞれの価値観や人生設計に応じて合理的な消費行動ができる自立した消費者の育成のため、ライフステージに応じた体系的な消費者教育を推進</p>	<p>消費者教育コーディネーターの配置 (H26～)</p>	<p>消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーター（1名）を配置し、多様な主体と連携・協働しながらライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進する。⇒77</p>
	<p>学校教育等における実践的な教材を活用した授業等の普及促進</p>	<p>消費者庁作成の教材「社会への扉」の配布及び活用促進 ⇒81 実践的な消費者教育教材を活用した授業等を実施する公立の高等学校等の割合 100% 発達段階別消費者教育教材を活用した授業等の推進 ⇒84 消費者教育セミナー等 R2：6回130人</p>
	<p>若年者への消費者教育を担う教員等への研修実施</p>	<p>消費者教育を担う教員を対象とした研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員向け消費者教育講座 R2：1回12人 ⇒107</li> <li>・教職員対象消費者啓発セミナー R2：2回78人 ⇒109</li> </ul> <p>合計3回90人</p>
	<p>幅広い層への消費者啓発講座等の実施促進</p>	<p>消費者啓発セミナーによる被害防止の身近な啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内全域、幅広い対象（町内会、公民館、老人会、生徒・学生、職場等）で出前講座を実施 R2：29回1,442人 ⇒176</li> <li>・ボランティア講師育成講座 R2：1回8人 ⇒112</li> </ul>
	<p>障害のある人に配慮した教材開発・講座の実施等</p>	<p>障害のある人の安全安心な消費生活支援ネットワークづくりの推進 障害のある人を消費者被害から守るためには、それぞれの障害特性に応じた消費者教育や消費生活相談を行う必要がある。このため、県消費生活センターと関係団体等との連携・協働による支援ネットワークの構築を行うとともに、大学生等が参画したモデル授業等を実施し、障害者向け消費者教育教材を開発した。⇒96</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル授業・研修 R2：3回</li> <li>・作成教材 R2：動画3作品</li> </ul>

※⇒以後の数字は、施策（取組）一覧の番号に対応



### 第3次岡山県消費生活基本計画における重点施策目標値の達成状況

重点施策	指標項目	計画策定時	R2 実績	目標値 (R2(2020))
1 消費者教育の推進	消費者啓発セミナーの受講者数	(H26(2014)年度) 6,843人	1,442人/年度	7,000人/年度
	教員向け消費者教育講座の受講者数	(H26(2014)年度) 68人	368人 (5年累計)	350人 (5年累計)
	実践的な消費者教育教材*1を活用した授業等を実施する公立の高等学校等の割合	-	100%	100%
2 地域における消費者問題解決力の強化	市町村消費生活センターの設置市町村数 ①人口5万人以上の市(6市) ②人口5万人未満の市町村(21市町村)	(H27(2015).10.1) ①4市 ②3市	①5市 ②5市	①6市 ②11市町村以上
	消費生活相談員を配置する市町村数	(H27(2015).4.1) 15市町	15市町	17市町村以上
	市町村消費生活相談窓口の認知度 「名前も業務内容も知っている」とした割合(「相談したことがある」を含む。)	(H25(2013).11) 県民意識調査 25.7%	(R2(2020).6) 県民意識調査 23.0%	30%以上
	「消費者安全確保地域協議会」*2を設置した市(人口5万人以上)の数	-	2市 他に5万人未満2市	6市
3 悪質な事業者の監視・指導・取締りの強化	全国消費生活情報ネットワークシステム*3を利用して情報収集を行う市町村数	(H27(2015).4.1) 9市	14市5町	27市町村

\*1 「社会への扉」(消費者庁作成)及び「発達段階別消費者教育教材」・「障害のある人向けの消費者教育教材」(県作成)

\*2 高齢者等の消費者被害防止や被害の早期発見のために、地域の福祉関係者、事業者、警察等が連携して、必要な情報交換、見守り活動等を行う組織(消費者安全法に規定)

\*3 国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情等の相談情報の収集を行うシステム(PIONEER:パイオネット)



第3次消費生活基本計画に係る施策(取組)一覧(令和2年度実績)

基本目標 I 安全・安心な商品・サービスの確保

【重点目標1】生産から消費に至る一貫した食の安全確保

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目(変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
1 生産段階での食の安全確保	1	GAPの導入推進	食品安全、環境保全、労働安全等を確保するための農業生産の工程管理手法であるGAPについて、導入産地数の拡大を図るとともに、GAPの制度や事例を紹介する研修会の開催など、取組内容のレベルアップに向けた技術指導の支援を行います。	農林水産部 農産課	GAP導入産地数	GAP導入産地数	50産地	49産地 (累計)	
	2	農薬の安全、適正使用の指導	現場における指導的な立場にある者を対象に「農薬管理指導員」の認定研修会を実施し、農薬の適正使用を徹底します。また、農業者、防除業者等に対し農薬使用基準の遵守、飛散防止対策を徹底するとともに、農薬危害防止運動の実施、主要病害虫の発生状況把握や発生予察情報に基づく効率的な防除を進め、農薬の流通・使用における適正な取扱いを図ります。	農林水産部 農産課	農薬販売店立入 検査数	農薬管理指導員 認定研修会開催 回数	6回	99店	6回
					開催数				
	3	環境保全型農業の推進	全国に先駆けて、昭和63年度に化学肥料・農薬を一切使わない「おかやま有機無農薬農産物」の認証制度を創設するとともに、慣行栽培に比べて化学肥料・農薬を5割以上低減する「特別栽培農産物」や概ね3割低減する「エコファーマー」など、環境保全型農業の推進に取り組んでいます。	農林水産部 農産課	生産量	化学肥料・農薬 の低減に取り組 む面積	705ha	663ha	
	4	養殖衛生管理体制の整備	養殖業者に対して、魚類防疫講習会や養殖場への定期パトロール等により水産用医薬品の適正使用の指導をします。また、出荷前の養殖魚の医薬品残留検査等を行います。	農林水産部 水産課	養殖場監視指導 達成率	養殖場監視指導 達成率	65% (28/43)	65% (28/43)	
	5	貝毒発生モニタリング調査	各漁場の貝毒原因プランクトンの発生状況を確認するとともに、カキ、アサリを対象にした貝毒検査を行います。貝毒原因プランクトン及び貝毒が一定基準を超えた場合は、消費者への注意喚起や生産者に対する出荷自粛等を指導します。	農林水産部 水産課	検体件数	検体件数	プランクトン 940検体 貝毒 28検体	プランクトン 1054検体 貝毒 34検体	
	6	カキのノロウイルスモニタリング調査	漁場ごとに定期的にノロウイルス検査を実施するとともに、漁協等が行う自主検査に対して支援を行います。ノロウイルスが検出された場合は関係機関へ注意喚起を行い、生食用出荷を自粛するよう指導します。	農林水産部 水産課	調査検体数	調査検体数	150検体	75検体	
	7	生産段階からと畜段階におけるBSE対策	牛の肉骨粉を原料とする飼料が家畜に与えられることのないように飼料製造会社や畜産農家等への監視指導を行うとともに、と畜場における特定部位の除去を徹底します。	農林水産部 畜産課 保健福祉部 生活衛生課	立入検査農家数	牛農場立入回数	1,388戸	3,062戸	
	8	高病原性鳥インフルエンザ防疫対策	養鶏農場に対しては、定期的な立入検査や衛生対策の指導を継続することにより、発生防止に努めるとともに、鳥インフルエンザウイルスのモニタリング検査を実施し、早期発見に努めます。また、発生時を想定した対応訓練を実施し、迅速な蔓延防止を行います。	農林水産部 畜産課	立入検査 モニタリング検査	養鶏農場立入回 数 鳥インフルエン ザモニタリング検 査の実施回数	537戸 2,100羽	516戸 1,770羽	
	9	と畜場における枝肉等の汚染防止対策	と畜場へのHACCPの導入を支援するとともに、と畜作業員の衛生意識の向上を図り、枝肉等が腸管出血性大腸菌等に汚染されないよう防止対策の徹底について指導します。	保健福祉部 生活衛生課	開場時指導実施 数	と畜場のHACCP 導入状況	開場時に随時実施	と畜開場日に実施 (233日)	
10	食鳥処理場における食鳥と体の汚染低減対策	各処理場における食鳥と体(と殺し羽毛を除去したもの)のカンピロバクター汚染の実態を把握し、HACCPの導入支援を進め、食鳥と体のカンピロバクター汚染の低減対策を実施します。	保健福祉部 生活衛生課	監視件数	食鳥処理場の HACCP導入状 況	大規模施設 各2回 小規模施設 各1回	大規模11回/5施設 小規模10回/9施設		
2 製造から販売段階での食の安全確保	11	全般的な食中毒対策	食品の調理・製造等を行う事業者に対し、施設の衛生管理、従事者の健康管理、手洗いの徹底、食材等の温度管理、加熱調理を行う際の十分な加熱、二次汚染の防止等、食中毒を予防するための指導を行います。	保健福祉部 生活衛生課	監視件数	監視件数	-	7,617件	
	12	リスクの高い食中毒対策	腸管出血性大腸菌など重篤な健康危害が生じる食中毒や、カンピロバクター・ノロウイルスなど発生頻度の高い食中毒の対策として、監視指導等を徹底します。 牛レバー、豚肉、豚内臓の生食用としての提供を禁止し、鶏刺し、鶏生レバー等の生食用としての提供の自粛を指導します。	保健福祉部 生活衛生課	-	-	各保健所で実施	各保健所で実施	
	13	その他の原因による食中毒対策	食中毒予防の三原則が当てはまる細菌性食中毒については夏期を中心に食品関連事業者や消費者に対し啓発を行います。寄生虫や自然毒に対する食中毒については、対象者を明確にして効果的な啓発を行います。	保健福祉部 生活衛生課	-	-	-	ラジオ・NHKデータ 放送、県広報資 料、講習会等で啓 発	
	14	食中毒注意報の発令	夏季における気象条件や冬季における感染症の発症状況が基準を超えた場合は、食中毒注意報を発令し、食中毒予防の注意喚起を行います。	保健福祉部 生活衛生課	食中毒注意報発 令回数	食中毒注意報発 令回数	-	2回	
	15	試験検査の実施	県内のスーパー等に流通している食品が基準や規格、衛生規範に適合しているか、過去のデータ等を踏まえた計画的かつ効果的な検査を実施することにより、不良食品の発見、排除に努めます。 また、製造者に対しても、定期的に検査を実施し、基準や規格、衛生規範に適合した食品が製造されているか確認します。	保健福祉部 生活衛生課	収去検査件数	食品衛生監視指 導計画の収去検 査目標件数達成 率	収去 2,115件	収去 889件	
	16	HACCP導入の支援	飲食店等の中小規模の食品等事業者に対して、HACCPの制度化に伴う衛生管理計画の策定について支援を行います。また、HACCP導入に必要な基礎知識の普及や危害分析の実践などの研修会等を行います。	保健福祉部 生活衛生課	食品等事業者に おけるHACCP導 入率	食品等事業者に おけるHACCP導 入率	経過措置期間終了 時 100%	-	
	17	栄養教諭・学校栄養職員研修講座	学校給食用食材の適切な品質管理や衛生管理及び調理方法等について認識を深めるとともに、栄養教諭、学校栄養職員の資質及び技能向上を図ることを目的として実施します。	教育庁 保健体育課	参加者数	参加者数	120人	113人	
	18	食品表示法の周知及び相談対応	表示を行う事業者に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を通じ、食品表示法の食品表示制度を周知するとともに、事業者からの相談には各担当課が窓口となって対応します。	県民生活部 保健福祉部 農林水産部	-	-	・研修会2回 参加人数100人 (ぐらし) ・研修会3回 参加人数200人 (農林)	-	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目 (変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
2 製造から販売段階での食の安全確保	19	表示を行う事業者への監視指導	定期的に製造施設や販売店へ立入を行い、適正な表示が行われているか、表示ミスや表示漏れを起こさない管理体制を整備しているかなどを確認します。また、原産地表示の偽装などの通報等に対しては、関係機関と連携し必要な調査を行い、事実関係に基づいて厳正に対処します。	県民生活部 保健福祉部 農林水産部	調査施設数	食品表示法に基づく適正表示の調査店舗数	104店舗(くらし) 120店舗(農林) 50店舗(生衛)	12店舗(生衛)	
	20	試験検査による表示の点検	県内のスーパー等に流通している食品については、販売店での目視による点検だけでなく、検査によって添加物、アレルギー物質、遺伝子組換え食品の表示が適正に行われているか確認します。	保健福祉部 生活衛生課	取去検査件数	取去検査件数	325件	114件	
	21	米トレーサビリティ法に基づく米穀の適正流通の監視指導	米トレーサビリティ法では、米穀事業者に対して、米穀等の取引などに係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けており、米穀等の適正な流通が図られるよう監視指導等します。	農林水産部 農産課 県民生活部 くらし安全安心課	調査施設数	調査施設数	10店舗(くらし) 50店舗(農産)	7店舗(くらし) 37店舗(農産)	
	22	健康食品等の監視指導	健康食品の製造・輸入・販売業者に対する監視指導を強化し、無承認・無許可医薬品の一掃と健康食品の安全確保を図ります。医薬品成分が含まれる可能性が考えられる痩身・強壮の効果を期待させる健康食品について、国の委託事業で実施している買上検査に加え、県独自の買上検査を実施し、医薬品成分を含有した健康食品の排除に努めます。	保健福祉部 医薬安全課		健康食品買上検査件数(県独自)	6件	6件	
	23	医薬品的な効能効果を標榜した健康食品等への対応	健康食品販売店舗における医薬品的な効能効果を標榜した店頭表示や広告の監視、事業者からの個別相談や県民等からの通報対応により、不適切な表示や広告の改善を指導します。	保健福祉部 医薬安全課	監視件数	健康食品広告等の確認件数	300件	164件	
	24	有害物質の汚染実態調査	食品中に残留する農薬、動物用医薬品や食品中の有害物質の汚染実態調査を継続して実施します。	保健福祉部 生活衛生課	検査検体数	有害物質の汚染実態調査件数	重金属17件 農薬 17件 PCB 19件 TBTO 9件	重金属17件 農薬 17件 PCB 19件 TBTO 11件	
	25	食品衛生責任者養成講習会	食品衛生責任者を対象とした講習会の開催・講師派遣により、営業者等の食品の衛生管理や食品衛生法に関する意識・知識のレベルアップを図ります。	保健福祉部 生活衛生課	開催回数 参加者数	開催回数 参加者数	-	21回 1619人	
3 消費段階での食の安全確保	26	食の安全相談窓口での対応	保健所等に設置している窓口について、県民へ周知するとともに、県民からの相談や問合せには丁寧に対応し、県民の安心につなげます。	保健福祉部 生活衛生課	相談件数	相談件数	-	1960件	
	27	健康危害の申出への対応	食品等によって健康危害を受けた等の申出を受けた場合は、速やかに調査を行い、被害の拡大防止措置を講じるなど適切に対応して不安が広がらないようにします。	保健福祉部 生活衛生課			-	-	
	28	食品表示110番での対応	食品表示の一層の適正化を図るために設置している「食品表示110番」では、県民からの食品表示に関する様々な問合せや偽装表示など表示に関する情報を受け付けます。	県民生活部 くらし安全安心課	相談件数	相談件数	-	5件	
	29	食品の回収等の情報の公表	自主回収の着手情報や他自治体で発生した事件、事故に関する食品が県内に流通している場合などは、県民に必要な情報を迅速に公表し、健康危害の発生防止に努めます。	保健福祉部 生活衛生課	-	「健康に重大な危害を及ぼす食品の情報の公表」の施策満足度	-	公表11事例	
3 消費段階での食の安全確保	30	食の安全を揺るがす事態に対する正確な情報の公表	食の安全に係る事件や事故の情報を探知した場合は、迅速に対応し、県民に対し正確な情報を伝えることで、健康危害の発生や拡大の防止に努めます。さらに、正しい理解が進むことで、風評被害の発生も避けられるため、食の安心に与える影響を最小限に抑えることができます。	県民生活部・農林水産部・保健福祉部	-	-	-	-	
	31	「見える化」教材を活用した衛生知識の普及啓発	手洗いチェックシートを用いた手洗い体験など、参加者が普段見えないものを「見える化」し、体験できる教材や媒体を用いた講習会を実施し、衛生知識の普及啓発を行います。	保健福祉部 生活衛生課	受講者数	体験型講習会受講者数	2300人	276人	
	32	食の安全に関する知識の普及啓発	肉の生食や自然毒による食中毒の危険性、添加物や農薬の適正使用など安全への取組など、食に関する科学的根拠に基づいた理論や知識、最新データ等を活用し、衛生講習会等の場で普及啓発に努め、県民の正しいリスク認識につなげます。	保健福祉部 生活衛生課	-	食の安全に関する知識の普及啓発を行う衛生講習会の回数	130回	99回	

【重点目標2】商品(食品以外)・サービスの安全性の確保

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目 (変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
1 家庭用品等の安全性の確保	33	消費生活用製品の販売業者に対する指導監視	「消費生活用製品安全法」に基づき、特定製品(一般消費者の生命又は身体に対して、特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品)に係る技術基準適合マークの表示義務や特定保守製品(長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品)に係る表示義務・説明義務等に関して、販売事業者に対する立入検査等を実施し、消費者の生命・身体に対する危害の防止を図ります。	県民生活部 くらし安全安心課	立入検査数	立入検査数	5店舗	6店舗	
	34	電気用品の販売業者に対する指導監視	「電気用品安全法」に基づき、電気製品による災害等の発生を防止するため、電気用品販売事業者への立入検査を行い、粗悪な電気製品の販売を規制します。	消防保安課	立入検査数	立入検査数	2件	2件	
	35	液化石油ガスの販売業者に対する指導監視	一般消費家庭の事故防止を図るため、販売事業者に対し、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の適正な運用を通じ、法令遵守の徹底を指導するとともに、液化石油ガス消費者保安対策を推進します。	消防保安課	立入調査数(立入検査数)	立入調査数(立入検査数)	382件	378件	
	36	有害物質を含有する家庭用品の安全対策	「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、基準の定められている家庭用品(繊維製品、家庭用化学製品等)について試買検査を実施します。	保健福祉部 生活衛生課	試買検査数	試買検査数	65件	65件	
2 医薬品等の安全性の確保	37	医薬品等の製造販売業者等に対する指導監視	医薬品、医薬品部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性を確保するため、製造から流通、市販後に至る一連の流れの中で、これら製造販売業者等に対する重点的な指導監視を行います。	保健福祉部 医薬安全課	立入検査数	立入検査数	1,400施設	1,023施設	
	38	毒物劇物の製造業者等に対する指導監視	毒物劇物による保健衛生上の危害を防止するため、これら製造業者等に対し、毒物劇物の適正保管等について指導監視を行います。	保健福祉部 医薬安全課	立入検査数	立入検査数	400施設	216施設	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目(変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
3 サービスの安全性の確保	39	生活衛生営業施設の指導監視	関係法令に基づき、生活衛生営業施設(理容・美容・クリーニング・旅館・興業場・公衆浴場)の施設管理や衛生管理など日常管理について、指導監視を実施します。	保健福祉部生活衛生課	監視件数 (理容) (美容) (クリーニング) (旅館) (興行場) (公衆浴場)	監視件数 (理容) (美容) (クリーニング) (旅館) (興行場) (公衆浴場)	1,203件 279件 510件 142件 208件 11件 53件	774件 123件 252件 140件 157件 9件 93件	
4 住宅の安全性の確保	40	岡山県建築物耐震診断等事業(木造住宅耐震診断事業等)による耐震化の促進	岡山県木造住宅耐震診断マニュアル等による適正な住宅の耐震診断を実施し、それに基づく改修の促進を図ります。 木造住宅等の耐震診断(現況診断、補強計画)及び耐震改修への市町村補助事業に対し、その費用の一部を助成します。	土木部建築指導課	診断件数	診断件数	357件	170件	
	41	住宅性能表示制度及び住宅瑕疵担保制度等の普及啓発	新築住宅の供給に当たっては、消費者が安心して住宅を取得できるよう、住宅性能を等級や数値で表した住宅性能表示制度や住宅事業者に保険への加入又は保証金の供託を義務付けた住宅瑕疵担保制度の情報提供に努めるとともに、事業者に対する適切な指導を行います。	土木部住宅課	-	-	-	-	
	42	室内空気汚染物質相談の実施	住居環境に関する知識の普及啓発、情報提供等を目的とし、「室内空気汚染物質対策実務マニュアル」に従い、アスベスト等を含む県民からの住居環境に関する相談に対して、情報提供、助言等を行います。	保健福祉部生活衛生課	相談件数	相談件数	-	0件	
4 住宅の安全性の確保	43	高齢者が在宅生活支援助成の実施	高齢者の居宅における日常生活を容易にするとともに、介護者の負担を軽減するため、住宅を高齢者等の居住に適するよう改修する場合の市町村補助事業に対し、その費用の一部を助成します。(政令市、中核市を除く。)	保健福祉部長寿社会課	助成件数	助成件数	211件	186件	
	44	道路、住宅等の防犯指針の普及促進	平成19年3月に策定した「犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車等駐車場の構造、設備等に関する指針」及び「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の普及を促進し、犯罪の発生しにくい社会環境の整備を図ります。	県民生活部くらし安全安心課	-	-	各指針等により、犯罪の発生しにくい社会環境整備を働きかける。	各指針等により、犯罪の発生しにくい社会環境整備を働きかけた。	

### 【重点目標3】安心の定着に向けた信頼の確立

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目(変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
1 情報の提供	45	ホームページ等による食の安全に関する情報提供の充実	食の安全に関して、ホームページの掲載内容を充実させ、ラジオ等の広報番組、広報紙、街頭キャンペーン(スーパー等でのチラシ配布、広報車巡回)など様々な情報発信手段を用いて、効果的に情報を提供します。	保健福祉部生活衛生課	街頭キャンペーン回数	街頭キャンペーン回数	-	10回	
	46	ホームページ「健康おかやま21」の充実	県の健康増進計画である「第2次健康おかやま21セカンドステージ」を広く県民に普及するために開設したホームページの充実を図ります。	保健福祉部健康推進課	HPアクセス件数	HPアクセス件数	-	4,139件	
	47	「栄養成分表示の店」登録事業	飲食店で提供しているメニュー(献立)のうち、利用頻度の高いもの5つ程度について、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、塩分の量を表示する店舗の登録を行い、食を通じた健康づくりを推進します。	保健福祉部健康推進課	登録店舗数	登録店舗数	377件	321件	
	48	薬事衛生知識の普及啓発及び医薬品等の情報伝達	「薬と健康の週間」を中心に岡山県薬剤師会等と協力して薬事衛生知識の普及啓発を図るとともに、県薬剤師会「薬事情報センター」を通じて、薬に関する問い合わせに応じています。	保健福祉部医薬安全課	相談・情報提供件数	相談・情報提供件数	-	1,610件	
	49	介護サービス情報公表システムでの情報公開	介護サービス情報公表システムを活用して、県民に対して介護サービス事業所等の情報提供を行っています。	保健福祉部保健福祉課指導監査室	情報掲載件数	情報掲載件数	2,400件	2,069件	
	50	食の安全サポーターへの情報提供等	食の安全サポーター(※)登録団体等へ、県から食の安全・安心情報を提供します。サポーターは、所属の組織内で情報を共有することで、正しい知識の習得や理解を深めます。 ※県民へ食に関する正しい知識や理解を深めるため、自主的に活動する企業(団体)として、登録された企業(団体)	保健福祉部生活衛生課	サポーター登録団体数	食の安全サポーター登録団体数 食の安全サポーター情報配信回数	R4までに120団体	104団体	
2 相互理解の促進	51	リスクコミュニケーション事業の実施	リスクコミュニケーション事業を国の機関と連携して実施するとともに、リスクコミュニケーション提案型の活動に対する支援を行います。テーマについては、県民意識調査を参考にすると、効果的に取り組めます。	保健福祉部生活衛生課	リスクコミ事業回数	リスクコミュニケーション事業実施回数	R4までに累計50回	3回	
	52	リスクコミュニケーションの場や機会の提供等と地域への波及	関係者が食の安全確保の取組について情報提供や意見交換するための場や機会の提供、リスクコミュニケーション活動を行う者に対する支援を行います。 また、意見交換会等の参加者からその周囲の方へリスクコミュニケーションの輪が広がるよう働きかけや資料の提供等の取組を行います。	保健福祉部生活衛生課	-	リスクコミュニケーション事業参加者から県民への伝達実施回数	R4までに累計250回	0回	
	53	リスクコミュニケーションに係る食品関連事業者等の支援	食品関連事業者が、自らリスクコミュニケーションを進めるよう促します。また、食品関連事業者、消費者団体等が主体的にリスクコミュニケーションに取り組めるよう、食の安全・安心に関する資料や情報を提供するなどの支援を行います。	保健福祉部生活衛生課	-	-	-	-	

## 基本目標Ⅱ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保

### 【重点目標1】規格・表示等の適正化

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目(変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
	54	家庭用品の規格及び品質表示に関する指導監視	「家庭用品品質表示法」に基づき、一般消費者が日常使用する家庭用品の表示事項の有無について、立入検査や指導を行います。	県民生活部くらし安全安心課	立入検査数	立入検査数	5店舗	5店舗	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目 (変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
1 規格・表示・計量等の適正化	55	不当景品類・不当表示等に関する指導監視	景品表示法に基づき、過大な景品類の提供や虚偽・誇大な表示等の不当な顧客誘引行為について調査、指導を行います。	県民生活部 くらし安全安心課	指導件数	指導件数	-	1件	
	56	商品量目に関する検査指導	適正な計量により消費者利益を確保するため、「計量法」に基づき、商品量目について検査指導を行います。	産業労働部 産業企画課	検査指導店舗数	検査指導店舗数	10店舗	6店舗	
	57	食品・景品表示法周知啓発事業	景品表示法等の基本的な考え方に関する事業者の理解を深め、コンプライアンス管理体制の整備を促進するために、研修会を実施します。	県民生活部 くらし安全安心課	参加者数	参加者数		2回 92人	

### 【重点目標2】 取引における公正・公平の確保

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目 (変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
1 適正な事業活動の促進	58	特定商取引法等に基づく事業者に対する指導監視	取引の公正と消費者の利益保護を図るため、特定商取引法等に基づき、不適正な取引行為等を行う事業者の監視指導を行います。	県民生活部 くらし安全安心課	指導等件数	指導等件数	#REF!	1件	
	59	医療機関の人員・設備等に関する指導監視	適正な医療を確保するため、医療法に基づき、県内の病院、診療所に対して、医療従事者の確保、施設の構造設備等について、立入検査等により指導を行います。	保健福祉部 医療推進課	立入検査数	立入検査数	86件	1件	
	60	介護保険法に基づく指導監督	適正な介護サービス等を確保するため、介護保険法に基づき、事業者に対する指導監督を行います。	保健福祉部 保健福祉課 指導監督室	指導監督施設数	指導監督施設数	350施設	258施設	
	61	貸金業者に対する指導監督	貸金業者の業務の適正化を図り、資金需要者等の利益の保護を図るため、貸金業法に基づき、貸金業者等の指導・監督を行います。	産業労働部 経営支援課	立入検査数	立入検査数	17業者	16業者	
	62	旅行業法に基づく事業者に対する指導監督	旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るため、旅行業法に基づき、旅行者等の指導監督を行います。	産業労働部 観光課	立入検査数	立入検査数	12業者	10業者	
	63	建設業者に対する指導監督	建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることにより、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに建設業の健全な発展を促進するため、建設業者に対する指導監督を行います。	土木部 監理課	-	-	-	-	
	64	建設工事紛争審査会による紛争の処理	建設工事の請負契約に係る紛争の解決を図るため、建設業法に基づき、岡山県建設工事紛争審査会に関する事務を処理します。	土木部 監理課	-	-	-	-	
2 悪質な事業者の取締り	65	宅地建物取引業法に基づく指導監督	宅地建物取引業の適正な運営と取引の公正を確保し、消費者利益の保護と宅地建物取引の流通の円滑化を図るため、宅地建物取引業法に基づき、宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の指導監督を行います。	土木部 建築指導課	立入検査数	立入検査数	14業者	12業者	
	66	特定商取引法等に基づく悪質事業者の処分・公表	特定商取引法等に違反する取引行為等を行った事業者に対して、指示・業務停止等の処分を行うとともにその旨の公表を行います。	県民生活部 くらし安全安心課	公表件数	公表件数	-	1件	
	67	悪質商法事犯の取締り等	悪質商法を行う業者や悪質な貸金業者等に対する厳正かつ迅速な取締りを行うことにより、消費者の被害拡大防止に努めます。	警察本部 生活環境課	-	-	悪質商法を行う業者や悪質な貸金業者等に対する厳正かつ迅速な取締りを推進し、消費者及び多重債務者の被害拡大防止を図る。	悪質商法を行う業者に対する取締りやヤミ金業者に対する犯行ツール遮断措置を強力に推進し、消費者及び多重債務者の被害拡大防止に努めた。	

### 【重点目標3】 公正な価格の形成

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目 (変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
1 価格・需給動向の監視	68	生活必需品の価格の監視	不適正な価格形成により、消費者が不利益を被ることのないよう、必要に応じて価格調査等を行うなど、生活必需品の価格監視を行います。	県民生活部 くらし安全安心課	-	-	-	-	
2 物価情報の提供	69	消費者物価指数の提供	総務省統計局が公表している「消費者物価指数」に基づき、毎月、ホームページ等により「岡山市消費者物価指数」を情報提供します。	総合政策局 統計分析課	提供回数	提供回数	12回	12回	

### 【重点目標4】 生活必需品の安定供給

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目 (変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
1 生鮮食料品の安定供給	70	肉豚価格安定事業	「標準的販売価格」が「標準的生産費」を下回った場合に交付金を交付し、養豚農家の経営安定を図るとともに、消費者への食肉の安定供給を図ります。	農林水産部 畜産課	契約頭数	契約頭数	58,914頭	58,914頭	
	71	肉用牛肥育経営安定特別対策事業	「標準的販売価格」が「標準的生産費」を下回った場合に交付金を交付し、肉用牛肥育農家の経営安定を図るとともに、消費者への食肉の安定供給を図ります。	農林水産部 畜産課	契約頭数	契約頭数	14,688頭	12,271頭	
	72	鶏卵価格安定対策事業	鶏卵価格の変動により生じる鶏卵生産者の損失を補填することにより、鶏卵の生産及び価格の安定を図り、消費者への鶏卵の安定供給を図ります。	農林水産部 畜産課	事業参加戸数	事業参加戸数	25戸	24戸	
	73	野菜価格安定制度	「野菜生産出荷安定法」に基づき、主要な野菜の価格低落があった場合に一定割合の補填金を交付し、農家経営に及ぼす影響を緩和するとともに、消費者への野菜の安定供給を図ります。	農林水産部 農産課	産地強化計画策定数	産地強化計画策定数	10産地	10産地	
	74	生活必需品の確保	岡山流通情報懇話会、コンビニエンスストア等と締結している「災害発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定」に基づき、災害発生時における被災者の生活の安定を図るため、生活必需品等の確保を図ります。	産業労働部 産業企画課	会員団体数	会員団体数	-	-	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目(変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
2 大規模災害時における生活物資等の確保	75	救急医薬品等の確保	「災害時における救急医薬品等の確保・供給等に関する協定」及び「災害時における救急衛生材料等の確保・供給等に関する協定」を締結し、災害発生時における救急医薬品、衛生材料等の確保を図ります。 また、「新型コロナウイルス発生時における抗インフルエンザウイルス薬の供給等に関する協定」を締結し、パンデミック時における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給を図ります。	保健福祉部 医薬安全課	確保数(累計)協定締結団体数(継続含む)	確保数(累計)協定締結団体数(継続含む)	抗インフルエンザウイルス薬 263,800人分 乾燥ガスえそウマ抗毒素2本 協定締結 4団体	抗インフルエンザウイルス薬 263,800人分 乾燥ガスえそウマ抗毒素2本 協定締結 4団体	
	76	LPガスの確保	「LPガスの調達に関する協定」を締結し、災害発生時における緊急用LPガスの確保を図ります。	消防保安課	協定締結団体数	協定締結団体数	1団体(継続)	1団体(継続)	

### 基本目標Ⅲ 消費者教育の推進

#### 【重点目標1】体系的な消費者教育の実施

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目(変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
1 学校教育等での消費者教育の推進	77	消費者教育コーディネーターの配置	消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーターを配置して、コーディネーターを中心に多様な主体と連携・協働して、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進します。	県民生活部 くらし安全安心課 消費生活センター	-	消費者教育コーディネーター配置数	1名	1名	
	78	就学前段階での消費者教育	お店屋さんごっこや買い物ごっこ、実際の買い物体験を通して、お金の価値、ルールやマナーを学習する消費者教育を実施します。	教育庁 義務教育課	-	-	県公立幼稚園長会等で消費者教育の推進を働きかける。	県公立幼稚園長会等で消費者教育の推進を働きかけた。	
	79	小学校段階での消費者教育	①3・4学年の社会科で、地域の生産や販売に携わっている人々の動きを、5・6学年の家庭科で、身近な消費生活と環境について学習します。 ②ネットトラブルを体験的に学ぶことができる研修パック付きタブレットPC(40台)を学校等に1週間程度貸し出します。	教育庁 義務教育課 総合教育センター	②貸出回数、利用者数	②貸出回数、利用者数	①研修講座等で消費者教育の推進を働きかける。	①研修講座等で消費者教育の推進を働きかけた。	
	80	中学校段階での消費者教育	①社会科(公民分野)では、国や地方公共団体が消費者政策を推進する役割を担っていることや、消費者の保護について、技術・家庭科(家庭分野)では、消費者の基本的な権利と責任について等を学習します。 ②ネットトラブルを体験的に学ぶことができる研修パック付きタブレットPC(40台)を学校等に1週間程度貸し出します。	教育庁 義務教育課 総合教育センター	②貸出回数、利用者数	②貸出回数、利用者数	①研修講座等で消費者教育の推進を働きかける。	①研修講座等で消費者教育の推進を働きかけた。	
	81	高等学校段階での消費者教育	①公民科(現代社会、政治経済)において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、契約等の問題などを学習します。 ②ネットトラブルを体験的に学ぶことができる研修パック付きタブレットPC(40台)を学校等に1週間程度貸し出します。	教育庁 高校教育課 総合教育センター	②貸出回数、利用者数	②貸出回数、利用者数	①公民科・家庭科等において指導を実施する。	①消費者庁作成教材「社会への扉」を配付し、活用を促した。	
	82	消費者教育における外部講師の活用	中学校の社会科、技術・家庭科、総合的な学習の時間及び高等学校の公民科、家庭科、総合的な学習の時間を中心とした教科の授業において、さらに実践的な消費者教育を行う上で、外部講師の活用を図ります。	教育庁 高校教育課 義務教育課	外部講師活用数	外部講師活用数	社会人講師を活用した消費者教育を学校の実情に応じて実施する。	社会人講師を活用した消費者教育を実施した。	
	83	消費者啓発セミナー(生徒・学生向け)の実施	学校・大学等からの要請に応じて、県消費生活センターから講師を派遣して、生徒・学生等を対象に、契約の基礎知識や若者が抱いやすい消費者トラブルと対処法などについて啓発講座を実施します。	県民生活部 消費生活センター	実施回数、参加者数	実施回数、参加者数	15回 3,100人	11回 880人	176
	84	「発達段階別消費者教育教材」を活用した授業等の推進	幼児期から高校生期までの発達段階に応じて県が開発した消費者教育教材(7種)について、学校等と連携して、授業等での効果的な活用を図ることにより、実践的な消費者教育を推進します。	県民生活部 くらし安全安心課 消費生活センター	-	消費者教育セミナー・モデル事業の実施	10回 500人	6回 130人	
	85	金融知力講座(学生向け)	大学コンソーシアム岡山に所属する県内16大学の学生を対象に、「自立した生活者・消費者としてお金と向き合える力を習得すること」を目的として開催する連続講座において、金融に関する実践的な知識等を提供します。	金融広報委員会	派遣回数	参加者数	10月27日、11月10日に「回すつ金融広報アドバイザー」を派遣(各50名程度)	10月27日、11月10日に「回すつ金融広報アドバイザー」を派遣(各50名程度参加)	
	86	消費者教育連絡協議会の設置	消費者教育に関係する庁内課室等で構成する協議会を設置して、県における消費者教育に関する協議等を行い、効果的な教育の推進を図ります。	県民生活部 くらし安全安心課	参加団体数	参加団体数	9団体	9団体	
2 地域社会での消費者教育の推進	87	消費生活講座の開催	県消費生活センターにおいて、一般消費者を対象に、年間回数、消費生活に役立つテーマで講座を実施します。	県民生活部 消費生活センター	開催回数、参加者数	開催回数、参加者数	5回300人	2回 148人	
	88	くらしの一日教室の開催	団体・グループを対象に、消費生活センターの施設見学と合わせて、消費者被害防止などの啓発講座を実施します。	県民生活部 消費生活センター	開催回数、参加者数	開催回数、参加者数	5回100人	3回 52人	
	89	消費者啓発セミナー(一般向け・高齢者向け)の実施(再掲)	地域の各種の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、消費者被害防止のための啓発講座を実施します。	県民生活部 消費生活センター	開催回数、参加者数	開催回数、参加者数	50回 2,000人	10回 285人	176
	90	金融広報アドバイザーの派遣	金融・経済、生活設計、生命保険など幅広い分野で活躍する「金融広報アドバイザー」を、要請に応じて、地域で開催される学習会や講演会等に派遣して、金融商品の基礎知識、生活設計、悪質商法の予防対策など、幅広い金融教育を実施します。	金融広報委員会	派遣回数	派遣回数	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間30回程度)	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間27回実施・コロナにより中止または延期6回)	
	91	消費者被害撲滅キャンペーン	悪質商法や特殊詐欺などによる被害を防止するため、5月の消費者月間を中心に、「消費者被害撲滅キャンペーン」として、消費者団体やスポーツ団体等と連携したイベントを通じて啓発活動を行います。	県民生活部 くらし安全安心課	作成(配付)数	-	5,000部	7,770部	
	92	高齢者等の犯罪被害防止啓発事業	犯罪に対して弱い立場にある高齢者等に対して、特殊詐欺やひったくり、空き巣等の犯罪について、犯罪情勢に応じた効果的な広報啓発を行い、犯罪被害を防止します。	県民生活部 くらし安全安心課	-	-	犯罪対策等の適切な情報提供等により、高齢者を各種犯罪の被害から守るための対策を推進	・特殊詐欺被害防止カレンダーの作成・配布 ・特殊詐欺被害防止啓発に係る新聞広告の実施等	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目(変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
2 地域社会での消費者教育の推進	93	青少年のインターネットの適正な利用に係る普及啓発等の推進	岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例に基づき、関係機関と連携して、インターネットの適切な利用や、フィルタリングの活用など有害情報による青少年の被害防止を図るための知識の普及を図るとともに、携帯電話販売店等に対する立入調査を実施します。	県民生活部 男女共同参画青少年課	-	-	スマホ・ネットトラブルの理解や、フィルタリングの設定を促進する動画、チラシ等を作成し、啓発する。	子ども・保護者へ向けたスマホ・ネット適正利用啓発動画を作成し、県のHP等にて周知した。	
	94	特殊詐欺被害防止対策の推進	関係機関等と連携した広報啓発や特殊詐欺被害防止ネットワークと連携した水際対策等を推進します。	警察本部 生活安全企画課	-	-	引き続き、防犯ボランティア等との緊密な連携を図りながら、広報啓発、水際対策及び身近な人を守る気運の醸成に向けた取組の3項目に重点を置いた被害防止対策を推進し、特殊詐欺被害の根絶を目指す。	高齢者を中心とした幅広い年齢層に対する広報啓発、金融機関等と連携した水際対策、身近な人を守る気運の醸成に向けた取組、防犯機能付き電話の普及促進等、特殊詐欺の被害防止に向けた各種取組を推進した。	
	95	悪質商法被害防止対策の推進	悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを作成し広報啓発を行います。	警察本部 生活環境課	-	-	悪質商法等の被害防止に向け、最新の手法を反映したパンフレットを作成し、広報啓発を行う。	悪質商法等の被害防止のためのパンフレット12,200部を作成し、各種会合で配布して広報活動を行った。	
	96	障害のある人の安全安心な消費生活支援ネットワーク事業	消費者トラブルの防止など、地域で障害のある人の安全安心な消費生活を支えるため、消費生活センターと関係団体・支援機関等との連携・協働の下に、障害特性に配慮した消費者教育教材の開発や講座等に取り組みながら、消費生活相談を含む幅広い支援ネットワークの構築を目指します。 知的障害のある人に配慮して開発した教材(「毎日の生活で困ったとき、どうすればいいのかな? (社会生活授業パック)」)を活用した効果的な講座等を実施するとともに、聴覚障害・視覚障害のある人に配慮した教材を新たに開発し、講座を実施します。	県民生活部 くらし安全安心課 消費生活センター	-	-	障害のある人のための講座の実施や安全・安心な消費生活支援ネットワークの構築に取り組む。	3回 37人	
	97	見守り力アップ講座	地域の高齢者や障害のある人を消費者被害防止の面から見守る人材を養成するため、民生委員やホームヘルパーなどの福祉関係者や消費者団体関係者等を対象として、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者が効果的に連携する方法などを習得するための講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。	県民生活部 くらし安全安心課	参加者数	参加者数	300人	213人	
3 家庭での消費者教育の推進	98	消費者啓発セミナー(保護者向け)の実施(再掲)	学校の保護者会やPTA研修などに、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、ネットトラブルなど子どもの生活において、注意が必要なことと対処法などについての啓発講座を実施します。	県民生活部 消費生活センター	開催回数、参加者数	開催回数、参加者数	8回 600人	1回 15人	176
	99	金融広報アドバイザーの派遣(再掲)	金融・経済、生活設計、生命保険など幅広い分野で活躍する「金融広報アドバイザー」を、要請に応じて、学校の保護者会やPTA研修などに派遣して、保護者向けに、子どもの金銭管理の身に付け方などについての講座を実施します。	金融広報委員会	派遣回数	派遣回数	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間30回程度)	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間27回実施・コロナにより中止または延期6回)	90
	100	青少年健全育成促進アドバイザーの派遣	スマホ・ネット問題に詳しい専門家を、小中学生の保護者等が参加する研修会や講演会に派遣して、具体的な対応策等についての理解の促進を図ります。	県民生活部 男女共同参画青少年課	派遣回数	派遣回数	50回	16回	
	101	「子ども安全安心ネットサポーター」事業	地域住民や保護者の立場から、小中学生の保護者等にスマートフォンやインターネットの適切な使い方や、子どもへの対応の仕方を伝える「子ども安全安心サポーター」を養成し、学校等での保護者会や研修会等に派遣して、子どもをネットトラブルや有害情報から守るための情報提供やアドバイスをを行います。	教育庁 生涯学習課	-	学校におけるネットサポーターの活用回数	市町村教育委員会を通じて周知し、保護者会・研修会等での利用を働きかける。	2回	
	102	インターネットモラル教室	スマートフォン等の使用に起因する犯罪被害から青少年を守るため、携帯電話事業者と協働して、小・中・高等学校等において「インターネットモラル教室」を実施します。	警察本部 少年課	-	-	インターネットの危険性を知らないまま子どもたちがスマートフォン等を利用し、犯罪被害に遭うケースが後を絶たないことから、ネットに起因する犯罪被害の状況、フィルタリングの重要性等を学ぶ教室を開催する。	非行防止教室(インターネットモラル教室)の開催回数 333回	
4 職域での消費者教育の推進	103	「ケータイ・スマホの正しい使い方」(WEBサイト)	青少年の情報リテラシーの向上を図るため、「ケータイ・スマホの正しい使い方」(WEBサイト)を県のホームページに掲載して、未成年者が携帯電話やスマートフォンを使用する場合の危険性や注意点などの情報を提供し、家庭等で、それらの適正な使用について考え、学べるよう支援しています。	県民生活部 男女共同参画青少年課	-	-	子ども・保護者へ向けて、スマートフォン等利用時の危険性や注意点などの情報を提供し、広報啓発する。	WEBサイトにより、スマートフォン等利用時の危険性や注意点などの情報を提供した。	
	104	保護者等のスマホ・ネット問題への理解の促進	「知っていますか? スマホ・ネットのこと」や「我が家のスマホ・ネットトラブルづくり」などの啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進します。	教育庁 生徒指導推進室	-	-	「知っていますか? スマホ・ネットのこと」「我が家のスマホ・ネットトラブルづくり」「スマホ購入時の啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進する。」	啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進するとともに、利用時間制限等のペアレンタルコントロール機能の有効性やスマホの購入時の啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進する。「我が家のスマホアクション」を新たに作成し、啓発を図った。	
4 職域での消費者教育の推進	105	消費者啓発セミナー(職場向け)の実施(再掲)	企業等からの要請に応じて、県消費生活センターから講師を派遣して、新入社員等を対象に、若年者が注意すべき消費者トラブルなどの啓発講座を実施します。	県民生活部 消費生活センター	開催回数、参加者数	開催回数、参加者数	5回 100人	5回 184人	176

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目(変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
	106	金融広報アドバイザーの派遣(再掲)	金融・経済、生活設計、生命保険など幅広い分野で活躍する「金融広報アドバイザー」を、企業等からの要請に応じて、新入社員等を対象とした研修会等に派遣して、金融商品の基礎知識、生活設計、悪質商法の予防対策などについての講座を実施します。	金融広報委員会	派遣回数	派遣回数	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間30回程度)	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間27回実施・コロナにより中止または延期6回)	90

### 【重点目標2】消費者教育を担う人材の育成

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目(変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
1 幼・小・中・高等学校等における教員の指導力の向上	107	県消費生活センターと連携した教員の研修機会の確保・充実	県消費生活センターが主催する教員向け消費者教育研修会への参加・活用や、県総合教育センターの研修講座等を県消費生活センターと連携して実施することなどにより、教員の消費者教育に関する研修機会の確保・充実を図ります。	教育庁 義務教育課 高校教育課 総合教育センター 県民生活部 消費生活センター	開催回数、参加者数	開催回数、参加者数	教員向け消費者教育講座1回50人 教委実施は1回50人	教員向け消費者教育講座1回12人	
	108	消費者ネットトラブル防止推進事業	消費者被害の未然防止を図るための教員向けのネットトラブル防止研修を実施するとともに、ネットトラブルを体験的に学ぶことができるタブレットPCで児童・生徒にネットトラブルを疑似体験させることなど、消費者として適切に行動できる力を育むための指導力を高めます。	教育庁 総合教育センター	開催回数、参加者数	開催回数、参加者数	タブレットPC貸与に係る事業は、R元年度末で終了	-	
	109	消費者啓発セミナー(教職員対象)の開催(再掲)	学校等の教職員の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、児童・生徒が注意が必要な消費者トラブルと対処法や、消費者教育に役立つ内容で講座を実施します。	県民生活部 消費生活センター	開催回数、参加者数	開催回数、参加者数	8回 500人	2回 78人	176
	110	消費者教育コーディネーターの配置(再掲)	消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーターを配置して、コーディネーターを中心に多様な主体と連携・協働して、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進します。	県民生活部 くらし安全安心課 消費生活センター	-	消費者教育コーディネーター配置数	1名	1名	77
2 大学における教職員の指導力の向上	111	消費者啓発セミナー(教職員対象)の開催(再掲)	大学等の教職員の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、学生が注意が必要な消費者トラブルと対処法など、支援に役立つ内容の講座を実施します。	県民生活部 消費生活センター	開催回数、参加者数	開催回数、参加者数	8回 500人	1回 28人	176
3 地域人材の育成	112	消費者啓発セミナーボランティア講師の派遣・育成	県消費生活センターがボランティア講師として養成した個人・団体を、県内各地で行われる消費者啓発セミナーの講師として派遣して、消費者被害防止の講座を実施するとともに、ボランティア講師のレベルアップ等のための研修等を実施します。	県民生活部 消費生活センター	開催回数、参加者数	開催回数、参加者数	1回 30人	1回 8人	
	113	消費者教育コーディネーターの配置(再掲)	消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーターを配置して、コーディネーターを中心に多様な主体と連携・協働して、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進します。	県民生活部 くらし安全安心課 消費生活センター	-	消費者教育コーディネーター配置数	1名	1名	77
	114	見守りカアップ講座(再掲)	地域の高齢者や障害のある人を消費者被害防止の面から見守る人材を養成するため、民生委員やホームヘルパーなどの福祉関係者や消費者団体関係者等を対象として、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者が効果的に連携する方法などを習得するための講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。	県民生活部 くらし安全安心課	参加者数	参加者数	300人	213人	97

### 【重点目標3】他の関連する教育との連携

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目(変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
1 環境教育との連携	115	環境学習の推進(環境学習出前講座・おこやま環境学習プログラム集(WEB版))	県民や事業者、NPO等との連携・協働の下、体験型の環境学習の機会の充実を図るなど、より実践的かつ総合的・効果的な環境学習を推進します。 環境の保全に対する意識を高め、自ら考え行動できる人の育成を目指し、県と環境学習センター「アスエコ」では、環境団体との協働により、様々な「環境学習出前講座」を実施しています。 「おこやま環境学習プログラム集(WEB版)」において、出前講座などによる環境保全等に関する学習プログラムや体験プログラム、施設見学などの環境学習メニューを提供している県内施設などを紹介しています。	環境文化部 新エネルギー・温暖化対策室	出前講座開催回数(委託)	出前講座開催回数(委託)	300回	336回	
	116	子どもの環境に対する意識の醸成(こどもエコクラブ・環境学習エコツアー)	次代を担う子どもたちの環境に対する意識の醸成を図るため、こどもエコクラブ(幼児から高校生までが大人のサポーターとともに環境保全について主体的に学び、活動するクラブ)の活動支援や、環境学習エコツアー(環境問題を身近な問題ととらえるには、現場に接することが重要であることから、資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設・新エネルギー関連施設等を訪問し、見学・体験するツアー)の実施などにより、環境学習を推進します。	環境文化部 新エネルギー・温暖化対策室	こどもエコクラブ会員数	環境学習エコツアー参加者数	3,435人	806人(累計) 57,371人	
2 食育との連携	117	健康づくり普及事業	「健康づくりのための食生活指針」の基本を踏まえて、住民の健康づくりに対する意識を高め、望ましい食習慣の定着を促進するため、地域の特性に応じた事業を実施します。	保健福祉部 健康推進課	リーダー研修会・教室開催回数、参加者数	リーダー研修会・教室開催回数、参加者数	20回	68回	
	118	食育スタンダード普及推進事業	食育スタンダードについて、県学校栄養士会と連携して指導内容等を研究するとともに、中核となる栄養教諭による公開授業や実践発表等を通じて各校での取組を促し、全県下への普及を図ります。	教育庁 保健体育課	-	-	- (R1で事業終了)	-	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目(変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
	119	食育ネクストステージプロジェクト	保健所・支所が中心となり、関係機関及び団体等と連携し、小・中学生を対象に、食育計画に掲げる目標「朝食を毎日食べる者の割合100%」を達成するための事業を展開します。	保健福祉部健康推進課	開催回数	開催回数	9回	・検討会:11回 ・地域版「朝食毎日食べよう大作戦」:3回(118人)	
	120	地産地消の推進	「自分たちの住む地域で作られたものを、その地域で消費しよう」をキーワードに、生産者と消費者の相互理解を深め、安全で安心な県産農林水産物の安定供給と消費拡大をめざします。	農林水産部農村振興課	地産地消協力店登録店舗数	-	400店舗	394店舗	
	121	学校給食担当者(管理者)等講習会	学校給食と食育(食に関する指導)の意義と役割について認識を深め、安全で魅力ある学校給食及び学校給食指導の充実を目的に講習会を実施します。(隔年開催)	教育庁保健体育課	参加者数	参加者数	- (隔年開催)	-	
3 金融教育との連携	122	岡山県金融・金銭教育協議会(教員向け)	金融・金銭教育の重要性やその進め方等について、講演、参加者による研究報告及び意見交換等を通じて理解を深めることにより、教育現場における金融・金銭教育の取組を支援します。	金融広報委員会	開催数	開催数	「2020年度 岡山県金融・金銭教育協議会」を開催予定(幼稚園・小学校・中学校・高等学校)	2021年3月4日に「2020年度 岡山県金融・金銭教育協議会」をWebで開催(園長、校長、岡山県・市町村教育委員会、岡山県金融広報委員会関係者等)35名参加	
	123	金融・金銭教育研究校	幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、金融経済に関する正しい知識の習得(金融教育)や、金銭やものに対する健全な価値観の養成(金銭教育)を図るための教育を実践し、その効果的な方法を研究する幼稚園、小・中・高等学校を指定した上で、その取組をサポートします。	金融広報委員会	実施校数	実施校数	高校(1先)、小学校(1先)・幼稚園(2先)へ新規委嘱、継続委嘱先 高等学校(1先)	高等学校(1先)、小学校(1先)・幼稚園(2先)へ新規委嘱、継続委嘱先 高等学校(1先)	
	124	金融知力講座(学生向け)(再掲)	大学コンソーシアム岡山に所属する県内16大学の学生を対象に、「自立した生活者・消費者としてお金と向き合える力を習得する」ことを目的として開催する連続講座において、金融に関する実践的な知識等を提供します。	金融広報委員会	参加者数	参加者数	10月27日、11月10日に1回ずつ金融広報アドバイザーを派遣(各50名程度)	10月27日、11月10日に1回ずつ金融広報アドバイザーを派遣(各50名程度参加)	85
	125	金融広報アドバイザーの派遣(再掲)	金融・経済、生活設計、生命保険など幅広い分野で活躍する「金融広報アドバイザー」を、要請に応じて、地域で開催される学習会や講演会等に派遣して、金融商品の基礎知識、生活設計、悪質商法の予防対策など、幅広い金融教育を実施します。	金融広報委員会	派遣回数	派遣回数	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間30回程度)	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間27回実施・コロナにより中止または延期6回)	90
	126	金融経済講演会(一般向け)	金融・経済に関する幅広いテーマでの講演会の開催により、県民が身近に金融・経済についての知識を得ることができる機会を提供します。	金融広報委員会	参加者数	参加者数	11月3日におかやま未来ホールにて金融経済講演会の開催(1回 600名程度)を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により中止	11月3日におかやま未来ホールにて「金融経済講演会」の開催(1回 600名程度)を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により中止	
	127	知るほど塾(一般向け)	生活に密着した県民の関心が高い金融分野のテーマにより、連続講座を開催して、暮らしに役立つ生活情報を提供します。	金融広報委員会	参加者数	参加者数	秋以降、知るほどと塾を数回開催予定(1回、30名程度)	2020年11月13日と2021年1月23日に第一セントラルビルにてアドバイザーを講師に以下のテーマで「知るほどと塾」を開催 11月13日「50代からのリタイアメントプランーお金・くらし・働き方」参加者24名、1月23日「コロナに負けない家計術」参加者14名	
	128	消費生活展等での金融に関するアドバイス等(一般向け)	行政や消費者団体が実施する「消費生活展」等に出展して、金融広報アドバイザーが、直に住民に対して、生活設計や金融トラブル等に関するアドバイスや情報提供を行います。	金融広報委員会	参加者数	参加者数	希望する先に対し、アドバイザーを派遣して消費生活展を開催	希望先なし(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により中止)	
	4 情報教育との連携	129	学校教育における情報教育	学校教育における情報教育は、小学校では各教科等で横断的に、中学校では技術・家庭科を中心に、高等学校では、情報科を中心に、情報モラルや情報セキュリティ等に関する内容を含め、「情報活用能力」の育成を目指して実施しています。	教育庁義務教育課 高校教育課	-	情報活用能力を扱った研修講座数	研修講座等で「情報活用能力」の育成を働きかける。	研修講座等で「情報活用能力」の育成を推進した。 【6講座】
130		消費者ネットトラブル防止推進事業	ネットトラブルを体験的に学ぶことができる研修/ブック付きタブレットPCを学校等に貸し出し、児童・生徒のリスクへの意識を高めることにより、トラブルの防止に生かします。	教育庁総合教育センター	-	貸出回数、利用者数	タブレットPC貸与に係る事業は、R元年度末で終了	-	
131		発達段階別消費者教育教材を活用した授業等の推進(再掲)	県が開発した発達段階別消費者教育教材のうち「情報モラル」や「情報発信者の責任」等をテーマにした教材(「写真をSNSにアップしていいですか?」「その書込み大丈夫?」)の学校等での効果的な活用を図ります。	県民生活部消費生活センター 教育庁	-	消費者教育セミナー・モデル事業の実施	10回 500人	6回 130人	84
132		青少年健全育成促進アドバイザーの派遣(再掲)	スマホ・ネット問題に詳しい専門家を、小中学生の保護者等が参加する研修会や講演会に派遣して、具体的な対応策等について理解の促進を図ります。	県民生活部男女共同参画青少年課	派遣回数	派遣回数	50回	16回	100
133		「子ども安全安心ネットサポーター」事業(再掲)	地域住民や保護者の立場から、小中学生の保護者等にスマートフォンやインターネットの適切な使い方や、子どもへの対応の仕方を伝える「子ども安全安心サポーター」を養成し、学校等での保護者会や研修会等に派遣して、子どもをネットトラブルや有害情報から守るための情報提供やアドバイスをを行います。	教育庁生涯学習課	-	学校におけるサポーター活用回数	市町村教育委員会を通じて周知し、保護者会・研修会等での利用を働きかける。	2回	101

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目(変更計画)	R2計画	R2実績	再掲	
4 情報教育との連携	134	インターネットモラル教室(再掲)	スマートフォン等の使用に起因する犯罪被害から青少年を守るため、携帯電話事業者と協働して、小・中・高等学校等において「インターネットモラル教室」を実施します。	警察本部 少年課	-			インターネットの危険性を知らないまま子供たちがスマートフォン等を利用して、犯罪被害に遭うケースが後を絶たないことから、ネットに起因する犯罪被害の状況、フィルタリングの重要性等を学ぶ教室を開催する。	非行防止教室(インターネットモラル教室)の開催回数 333回	102
	135	「ケータイ・スマホの正しい使い方」(WEBサイト)(再掲)	青少年の情報リテラシーの向上を図るため、「ケータイ・スマホの正しい使い方」(WEBサイト)を県のホームページに掲載して、未成年者が携帯電話やスマートフォンを使用する場合の危険性や注意点などの情報を提供し、家庭等で、それらの適正な使用について考え・学べるよう支援しています。	県民生活部 男女共同参画青少年課	-			子ども・保護者へ向けて、スマートフォン等利用時の危険性や注意点などの情報を提供し、広報啓発する。	WEBサイトにより、スマートフォン等利用時の危険性や注意点などの情報を提供した。	103
	136	情報モラル指導の推進	情報モラル指導の推進を図るために開発した、校内研修モジュール、指導内容を検討するための指針となる「児童生徒スマホネット支援モデル表」、指導者向けのリーフレット「ここから始める 情報モラル指導ガイド」、情報モラルポータルサイト「スマホネットEduポータル(SUMAPO)」などの活用により、スマホネット問題への対応などのために、情報モラル指導の取組を推進します。	教育庁 総合教育センター	-	情報モラル教材を活用した研修講座数	研修講座等で情報モラル教育の推進を働きかける。	研修講座等で情報モラル教育の推進を働きかけた。 【3講座】		
	137	保護者等のスマホ・ネット問題への理解の促進(再掲)	「知っていますか？スマホ・ネットのこと」や「我が家のスマホ・ネットルールづくり」などの啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進します。	教育庁 生徒指導推進室	-			「知っていますか？スマホ・ネットのこと」、「我が家のスマホ・ネットルールづくり」や「我が家のスマホ・ネットルールづくり」などの啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進する。	啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進するとともに、利用時間制限等のペアレンタルコントロール機能の有効性やスマホの購入時の家庭のルールづくりなどを掲載したチラシや、家庭で児童生徒と保護者が一緒に動画を視聴しながら学べる「我が家のスマホアクション」を新たに作成し、啓発を図った。	104
5 その他の関連する教育との連携	138	OKAYAMAスマホサミット	子どもたちが自身がスマートフォンやインターネットの使い方について考え、主体的な活動によるルールづくりなどの取組を進めるために、平成26年度から毎年度、「OKAYAMAスマホサミット」を開催しており、平成30年度からは、中学生・高校生に加え、小学生や保護者にも対象を広げて実施しています。	教育庁 生徒指導推進室	-		OKAYAMAスマホサミット2020の開催 ※新型コロナウイルス感染症対策により、第1回・第2回中止	新型コロナウイルス感染症対策により、OKAYAMAスマホサミット2020の開催はできなかったものの、新たに津山教育事務所管内の中学校を対象に県北スマホサミットを開催した。	中学校16校	
	139	(法教育との連携) 発達段階別消費者教育教材を活用した授業等の推進(再掲)	県が開発した発達段階別消費者教育教材のうち「契約」等をテーマにした教材(「契約」「どこまで売買は認められるの?」)の学校等での効果的な活用を図ります。	県民生活部 消費生活センター 教育庁	-	消費者教育セミナー・モデル事業の実施	10回 500人	6回 130人	84	
140	(国際理解教育との連携) 国際理解教育と連携した消費者教育	小学校段階では、小学校学習指導要領に基づき、例えば、社会科において、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養います。 中学校段階では、中学校学習指導要領に基づき、例えば、社会科において、持続可能な社会を形成するという観点から、私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探求するなどの学習を行います。	教育庁 義務教育課	-		国際理解教育の機会を捉えて、消費者教育に関する内容について考える。	2回			

#### 【重点目標4】情報の提供と共有

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目(変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
1 消費者への情報の提供	141	生活情報サロンでの情報提供	県消費生活センター内の生活情報サロンに、消費者教育情報コーナーやビデオ・DVDライブラリーを設けて、各種の情報提供を行うとともに、リーフレット・教材・パネル等の提供や貸出等を行います。	県民生活部 消費生活センター	利用者数	利用者数	2,800人	1,238人	
	142	消費生活情報誌の発行	県消費生活センターが発行する情報誌「センターからのお便り」により、最新の消費者トラブル事例や注意喚起、消費者教育に関する教材等の情報などの提供を行います。(隔月、年6回発行)	県民生活部 消費生活センター	発行部数	発行部数	100,000部	100,000部	
	143	消費者啓発用資料等の作成・配布	県消費生活センター等での消費生活相談の状況等を踏まえ、消費者被害防止等に役立つ啓発用パンフレット等を作成・配布します。 ・知っておきたい契約・取引の基礎知識 ・消費者トラブル対処法 ・笑顔でくらす虎の巻 被害にあわない対応策教えます ・高齢者のための「元気に笑顔でくらす虎の巻」 ・医療サービスを受ける前に確認しよう ～私たちは医療消費者～ ・消費生活サポートBOOK 他	県民生活部 くらし安全安心課 消費生活センター	作成(配付)数	発行部数	30,000部	33,500部	
	144	ラジオ放送、新聞等による情報提供	ラジオ放送の広報枠や新聞の定期掲載枠等を活用して、消費者被害防止等に役立つ情報を提供します。	県民生活部 消費生活センター	-		テレビ・新聞・ラジオによる広報	テレビ・新聞・ラジオによる広報	
	145	ホームページ等による情報提供	県消費生活センターや各部門のホームページ等により、安全・安心な消費生活に必要な情報や消費者教育の推進に役立つ情報などを幅広く提供します。	県民生活部 消費生活センター 他	HPアクセス件数	HPアクセス件数	250,000件	360,000件	
	146	ソーシャルメディアによる情報提供	県消費生活センターが、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)により、消費者の安全安心の確保のための注意喚起や消費者施策に関する様々な情報をタイムリーに情報提供します。	県民生活部 消費生活センター	-		ソーシャルメディアによる情報提供を行う。	ソーシャルメディアによる情報提供を行う。	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目(変更計画)	R2計画	R2実績	再掲	
	147	悪質商法被害防止テレビスポットの製作・放送	誰もが直面する可能性のある悪質商法への注意喚起を効果的に行うため、消費者に伝わりやすいテレビスポットを製作し、放映します。	県民生活部 くらし安全安心課	放送期間 放映場所	放送期間 放映場所	96本			
	148	悪質商法被害防止対策(再掲)	悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを作成し広報啓発を行います。	警察本部 生活環境課	-			悪質商法等の被害防止に向け、最新の手法を反映したパンフレットを作成し、広報啓発を行う。	悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを12,200部作成し、各種会場で配布して広報活動を行った。	95
	149	インターネット上のトラブル対処法	インターネット上のトラブル対処法を分かりやすく広報するため、実際の相談事例を踏まえた「サイバー瓦版」等の広報資料の発行、ウイルス感染やサポート詐欺を疑似体験できるサイバー犯罪体験型コンテンツによるセミナーをあらゆる団体を対象として実施します。	警察本部 サイバー犯罪対策課	-			あらゆる団体を対象としたサイバー犯罪体験型コンテンツによるセミナーを実施する。	サイバー瓦版を随時発行して、広く広報するとともに、体験型コンテンツやサイバー犯罪の現状と対策等に関する講演を実施して広報啓発を行った。	
2 消費者教育の担い手における情報共有	150	ホームページ等による情報の共有	教員など消費者教育の担い手において、県消費生活センターや関係機関のホームページ等を通じて、消費者教育の推進に役立つ情報の共有を図るとともに、研修等を通じて、それらの有効な活用を促進します。	県民生活部 消費生活センター 他	HPアクセス件数	HPアクセス件数	多い方が良い	360,000件		
	151	「ライフステージに応じた消費者教育の取組・資源マップ」による情報の共有	消費者庁が作成した「消費者教育の体系イメージマップ」(自立した消費者になるために、幼児期から高齢期までのライフステージを通じて、対象領域ごとに、どのような時期に、どのような内容を身に付けていくことが求められるのかについて一瞥できるようにしたもの)の枠組みに基づき作成した「ライフステージに応じた消費者教育の取組・資源マップ(岡山県版)」(対象領域ごと、ライフステージごとに、本県における消費者教育の取組や、活用できるWEBなどの情報源や教材・講座等の教育資源等を整理したもの)により、消費者教育の担い手等における情報の共有を促進します。	県民生活部 くらし安全安心課			-	-		

## 基本目標Ⅳ 消費者の主体的な活動への支援

### 【重点目標1】 公正で持続可能な社会を目指した消費生活の促進

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目(変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
1 人や社会、環境に配慮した消費者意識の醸成	152	講座・イベント等を通じた意識醸成	県内各地で実施する講座・イベント等の機会を通じて、「人や社会、環境に配慮した消費者行動の重要性」などについての意識醸成を図ります。	県民生活部 くらし安全安心課 消費生活センター	-		1回 50人	1回 55人	
	153	啓発リーフレット等を活用した意識醸成	「消費者市民社会」について紹介したリーフレット等を作成・活用して、「人や社会、環境に配慮した消費者行動の重要性」などについての意識醸成を図ります。	県民生活部 くらし安全安心課 消費生活センター	-		-	-	
2 「もったいない」運動の推進	154	「おかやま・もったいない運動」の推進	「もったいない」をキーワードとして、「ごみを減らす(リデュース)」「再使用する(リユース)」「再生利用する(リサイクル)」という取組である「3R」について、県民一人ひとりの意識改革と実践活動を促すため、各種イベントの開催や様々なPR活動により、「おかやま・もったいない運動」を推進します。	環境文化部 循環型社会推進課	もったいない フォーラム参加者及びエコチャレンジコンテスト参加者	もったいない フォーラム参加者及びエコチャレンジコンテスト参加者	2,000人	1,994人	
	155	エコライフの推進(岡山県統一ノーレジ袋デー)	家庭ごみの排出抑制を図るため、事業者と消費者・環境団体等、市町村とが協働して、平成22年6月から毎月10日を「岡山県統一ノーレジ袋デー」と定めて、買い物の際に「マイバッグを持参し、レジ袋を受け取らないようにする運動」を展開しています。	環境文化部 循環型社会推進課	参加店舗数	参加店舗数	1,595店舗	1,592店舗	
	156	「エコ製品」の認定と利用促進	「岡山県循環型社会形成推進条例」に基づき、循環型社会の形成に資する製品を「岡山県エコ製品」として認定・公表し、これらの利用促進を図ります。	環境文化部 循環型社会推進課	認定件数	認定品目数	375件	369件	
3 地球温暖化防止対策の推進	157	エコドライブの推進	やさしい発進を心掛けたり、アイドリングストップや、急加速をしないなどの実践に努める運転者をエコドライブ宣言者として登録し、環境にやさしい自動車運転の推進を図ります。	環境文化部 環境企画課	エコドライブ宣言者数	エコドライブ宣言者数	-	37,617人	
	158	低公害車の普及促進	自動車からの大気汚染物質や二酸化炭素の排出量の削減を図るため、低公害車の普及を促進します。	環境文化部 環境管理課	低公害車の保有割合	自動車保有台数に占める低公害車の割合	-	58.2% (R1年度末)	
	159	公共交通の利用促進	生活交通の維持・確保に加え、環境負荷の小さい交通手段への転換を図る観点から、「公共交通利用の日」(毎月最終金曜日)や、バス事業者や鉄道事業者で実施されているパーク・アンド・ライドなど、公共交通の利用促進に向けた広報・啓発活動に取り組みます。	県民生活部 県民生活交通課	-		公共交通の利用促進に向けた広報・啓発活動を実施する。	公共交通の利用促進に向けた広報・啓発活動を実施した。	
	160	アースキーパーメンバーシップ事業の推進	自ら省エネ等による環境負荷低減に向けた目標を定め取り組む県民・事業所をアースキーパーメンバーシップ会員として募集・登録し、地球温暖化防止活動推進センター等が会員の活動を支援します。	環境文化部 新エネルギー・温暖化対策室	アースキーパーメンバーシップ会員数	アースキーパーメンバーシップ会員数	14,000人	14,167人	
4 食品ロス削減の推進	161	「30・10運動」の全県的な展開	会食時の食べ残しを減らす「30・10運動」(最初の30分、最後の10分は席に座り、食べ残しを減らす運動)を、季節ごとのキャンペーン等を通じて全県的に展開します。	環境文化部 循環型社会推進課	30・10運動三角柱の配布数	30・10運動三角柱の配布数	3,000枚	3,000枚	
	162	地域を学んでのこさず食べよう事業	大学生が、地域の食材・食品の生産過程やそれらが生まれてくる地域の土壌・気候・風土等をフィールドワークで調査・研究した上で、それらを取りまとめた教材を作成し、小学校で出前講座等を行うことで、地域の誇りや「もったいない」の気持ちを育みます。	環境文化部 循環型社会推進課	事業実施小学校・大学数	事業実施小学校・大学数	3校	3校	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目 (変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
	163	食品ロス・家庭ごみ削減ヒント集の作成・活用	家庭で取り組める食品ロス削減の方策(ポイントとなる「買わず」「使いきる」「食べきる」の3つの切り口で具体的なアクション)を提示する小冊子により県民の取組を促進します。	環境文化部 循環型社会推進課	ヒント集配布数	ヒント集配布数	8,000冊	8,000冊	

## 【重点目標2】消費者の組織活動の促進

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目 (変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
1 消費者団体の活動の促進	164	消費者団体の活動支援	地域における消費者運動を促進するため、消費生活関連事業の調査研究や啓発事業等を通じて、消費者団体の育成と活動の支援を行います。	県民生活部 くらし安全安心課	委託団体数	委託団体数	1団体	1団体	
	165	適格消費者団体の活動支援	県内の適格消費者団体を取り組む、全国の適格消費者団体との情報交換やネットワーク形成の活動や、専門家等との連携による相談事業や研修会の実施など、消費者団体訴訟制度の担い手としての活動について支援します。	県民生活部 くらし安全安心課	助成団体数		1団体	1団体	
	166	生活協同組合の育成・指導	消費生活協同組合の健全な発展を図るため、消費生活協同組合法に基づき検査等を通じて組合の育成・指導を行います。	県民生活部 くらし安全安心課	委託団体数 検査団体数	検査団体数	3団体	3団体	
	167	消費者啓発グループ等の育成・支援	消費者啓発セミナーボランティア講師等として活動する消費者啓発グループ等を育成・支援するため、講座等を開催する。	県民生活部 消費生活センター	登録数 団体 個人		15団体 25人	15団体 19人	
	168	特定非営利活動法人等の支援	消費者問題等に取り組み特定非営利活動法人等に対して、必要な情報提供など、活動を支援します。	県民生活部 県民生活交通課	参加者数	研修参加者数	90人	125人	
2 消費者団体の交流・連携の促進	169	きらめきプラザの活用等による消費者団体の交流・連携の促進	地域において、消費者教育や消費生活の向上のために、主体的に様々な取組を行っている消費者団体が、一層有効に活動できるよう、きらめきプラザや県消費生活センターを活用して、消費者団体相互の交流を支援します。	県民生活部 消費生活センター	-		きらめきプラザ内の各種相談機関が共同して定期的に事例研修会等を実施する。	きらめきプラザ内の各種相談機関が共同して定期的に事例研修会等を実施した。	

## 【重点施策3】消費者の意見の反映

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目 (変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
1 消費者と行政との連携	170	岡山県消費生活懇談会の運営	県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者、学識経験者、生産・流通関係者、教育関係者の委員で組織する消費生活懇談会において、消費生活行政に関する重要事項について調査審議を行います。 なお、当該懇談会は、消費者教育推進地域協議会を兼ねています。	県民生活部 くらし安全安心課	開催回数	開催回数	3回	3回	
	171	知事への申出制度の運用	消費生活条例に違反する事業者の事業活動により、相当多数の消費者の利益が侵害されているなどとして知事に申出があった場合、必要な調査を行った上で、その申出の内容が事実である場合は、必要な措置をとりまします。	県民生活部 くらし安全安心課	申出件数	申出件数	-	0件	

## 基本目標V 消費者被害の防止・救済

### 【重点目標1】消費者被害の防止

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目 (変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
1 県消費生活センターの充実	172	消費生活相談の実施	県消費生活センターにおいて、消費者からの様々な消費生活に関する相談を受け付け、助言・情報提供や解決に向けたあっせん等を行います。	県民生活部 消費生活センター	相談件数	相談件数	8,000件	8,915件	
	173	法律特別相談(弁護士相談)の実施	県消費生活センターで受けた消費生活相談のうち、専門的な法律知識が必要なケース等について、法律相談日を設けて弁護士による相談を行います。	県民生活部 消費生活センター	相談件数	相談件数	100件	65件	
	174	相談事例研究会の開催	弁護士などの法律専門家を交えた相談事例研究会を定期的に開催し、事例の分析等を通じて、より良い解決方法などについて研究を行います。	県民生活部 消費生活センター	開催回数	開催回数	5回	2回	
	175	全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)の活用	消費生活センターで受け付けた相談情報を、国民生活センターのデータベース「全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)」に登録し、蓄積して、円滑な相談処理のために活用します。 また、蓄積された情報の分析等を行った上で、消費者への注意喚起や啓発等に活かします。	県民生活部 消費生活センター	相談件数	相談件数	8,000件	8,915件	
	176	消費者啓発セミナーの実施(再掲)	県内各地の各種の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、幅広い層(一般県民、高齢者、生徒・学生、教職員、保護者、職場等)に対して、その対象に応じた消費者被害防止のための啓発講座を実施します。	県民生活部 消費生活センター	参加者数	参加者数	100回 7,000人	29回 1,442人	
	177	消費生活講座の開催(再掲)	県消費生活センターにおいて、一般消費者を対象に、年間回数、消費生活に役立つテーマで講座を実施します。	県民生活部 消費生活センター	参加者数	開催回数、参加者数	5回 280人	2回 148人	87
	178	くらしの一日教室の開催(再掲)	団体・グループを対象に、消費生活センターの施設見学と合わせて、消費者被害防止などの啓発講座を実施します。	県民生活部 消費生活センター	参加者数	開催回数、参加者数	5回 100人	3回 52人	88
	179	生活情報サロンでの情報提供(再掲)	県消費生活センターの生活情報サロンに、消費者教育情報コーナーやビデオ・DVDライブラリーを設けて、各種の情報提供を行うとともに、リーフレット・教材・パネル等の提供・貸出等を行います。	県民生活部 消費生活センター	利用者数	利用者数	2,800人	1,238人	141

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目(変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
2 市町村の相談体制充実への支援	180	市町村での消費生活相談体制の充実促進	市町村に消費生活センターの設置や消費生活相談員の配置を働きかけるとともに、新たに消費生活センターを設置する市町村等からの要請に応じて、県消費生活センターに研修生等を受け入れるなど必要なサポートを行います。	県民生活部 くらし安全安心課 消費生活センター			市町村に消費生活センターの設置や消費生活相談員の配置を働きかけます。	市町村に消費生活センターの設置や消費生活相談員の配置を働きかけました。	
	181	消費者被害防止行政連絡会議の開催	住民に身近な市町村に、消費者被害防止等の第一線としての役割を果たしてもらえよう、市町村の担当職員等を集めた行政連絡会議を開催し、緊密な連携のための情報の共有を図ります。	県民生活部 くらし安全安心課	参加市町村数	参加市町村数	27市町村	コロナ感染拡大防止のため中止	
	182	市町村の消費生活相談員等への研修等の実施	県消費生活センターにおいて、「消費生活相談ガイドブック」を作成・配布するとともに、市町村の消費生活相談員及び担当行政職員を対象とした各種研修等(初任者研修、レベルアップ研修、事例研究会等)を実施します。	県民生活部 消費生活センター	-	開催回数 参加者数	1回150人	4回 139人	
	183	消費生活相談巡回指導	市町村における相談体制の充実・強化のために、専門性を備えた指導員が巡回して、市町村の消費生活相談窓口の相談員及び担当職員等に対して、実地に相談業務に関する助言・指導等を行う。	県民生活部 くらし安全安心課	実施市町村	実施市町村	5市町村	5市町村	
3 地域の見守りネットワーク構築の促進	184	地域の見守りネットワークづくりへの支援	地域の高齢者や障害のある人の消費者被害防止に向けて、市町村の消費者行政部門が中心となって、福祉部門や防犯部門等と連携したネットワークづくりが進められるよう、関係部門との情報意見交換会、見守り人材の養成講座、関係者による見守り活動の試行実施などを通して、取組を支援します。 また、この見守りネットワークを、消費者安全法で制度化された消費者安全確保地域協議会として設置できるよう支援します。	県民生活部 くらし安全安心課	-	-	-	見守り力アップ講座と連動したモデル事業や、ネットワークづくり研修会を実施した。	
	185	見守り力アップ講座(再掲)	地域の高齢者や障害のある人を消費者被害防止の面から見守る人材を養成するため、民生委員やホームヘルパーなどの福祉関係者や消費者団体関係者等を対象として、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者の効果的な連携方法などに関する講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。	県民生活部 くらし安全安心課	参加者数	参加者数	300人	213人	97
4 消費者の権利擁護	186	地域包括支援センターによる高齢者の権利擁護事業の充実	高齢者の総合相談や権利擁護等の役割を担う市町村の地域包括支援センターにおいて、消費生活センター等との連携強化も含めて、一層の機能の充実が図られるよう支援します。	保健福祉部 長寿社会課	相談件数	相談件数		7,833件	
	187	市民後見人養成事業	認知症や一人暮らしの高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要の増大に対応するため市民後見人の候補者を養成する研修を実施します。	保健福祉部 長寿社会課	研修受講人数	研修受講人数	130人	105人	

## 【重点目標2】消費者被害からの救済

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	指標項目(変更計画)	R2計画	R2実績	再掲
1 様々な被害からの救済	188	県・市町村等における消費生活相談への対応	県消費生活センターや各市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口において、消費者からの様々な消費生活に関する相談を受け付け、助言・情報提供や解決に向けたあっせん等を行っています。	県民生活部 消費生活センター	-	相談件数	10,000人	19,357人	
	189	多重債務者対策の推進	多重債務者対策協議会を設置し、多重債務相談体制の充実・強化など、関係機関・団体が連携して実効性のある多重債務者対策(ヤミ金融対策を含む。)を推進しています。	県民生活部 くらし安全安心課	開催回数	開催回数	1回	1回 (書面開催)	
	190	多重債務無料法律相談会の開催	岡山弁護士会及び岡山県司法書士会と協力して、多重債務に関する無料の法律相談会を実施します。	県民生活部 くらし安全安心課	相談会開催回数	相談会開催回数	4回	3回 (コロナで1回中止)	
	191	貸金業利用者相談の実施	貸金業者の業務の適正化を図り、資金需要者等の利益の保護を図るため、職員による無料相談(貸金業者の登録の有無の確認、違法な取立て行為、多重債務など)を実施します。	産業労働部 経営支援課	相談件数	相談件数	-	7件	
	192	住宅リフォーム相談窓口の設置	市町村の住宅リフォーム相談窓口と、岡山県住宅リフォーム推進協議会が連携し、適切なリフォームの実施に向け、消費者への情報提供を行います。	土木部 住宅課	相談件数	相談件数		リフォーム推進協議会において、住宅リフォームに係る相談会等を開催予定。	リフォーム推進協議会において、相談会を開催し、6件の相談に対応した。
	193	岡山県消費生活懇談会苦情処理部会の運営	消費者からの苦情申出のうち解決が困難なものについては、「岡山県消費生活懇談会苦情処理部会」において、あっせん・調停に付すことにより解決を目指します。	県民生活部 くらし安全安心課	あっせん調停件数	あっせん調停件数	-	0件	
	194	訴訟の援助制度の活用	消費者が、苦情処理委員会のあっせん又は調停によって解決されなかった等の要件を満たした消費者苦情に係る訴訟を提起し、又は提起されたとき、訴訟に関する費用の貸付け、必要な資料の提供その他の援助を行います。	県民生活部 くらし安全安心課	援助件数	援助件数	-	0件	